



積水ハウス・リート投資法人

2025年12月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
積水ハウス・リート投資法人
代表者名 執行役員 木田 敦宏
(コード番号: 3309)
資産運用会社名
積水ハウス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原寿光
問合せ先 I R 部長 齋藤孝一
TEL. 03-6447-4870 (代表)

規約の一部変更及び役員の選任に関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員の選任に関して、下記のとおり 2026 年 1 月 29 日に開催予定の本投資法人の第 8 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。
なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更について

変更の理由及び議案の要領は以下のとおりです。

資産運用の対象とする資産の種類に、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号、その後の改正を含みます。）に定める出資を追加することにより、信用組合に対する出資を行うことができる旨を明確化するものです（現行規約第 32 条第 3 項関係）。

（上記規約の一部変更の詳細については、添付資料「第 8 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員の選任について

- (1) 執行役員木田敦宏は、2026 年 1 月 31 日をもって任期満了となりますので、2026 年 2 月 1 日付で新たに執行役員 1 名（候補者：大谷仁誉）の選任をお願いするものです。
- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2026 年 2 月 1 日付で補欠執行役員 1 名（候補者：藤原寿光）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員矢田悠、山下玲及び杉浦綾子の 3 名は、2026 年 1 月 31 日をもって任期満了となりますので、2026 年 2 月 1 日付で改めて監督役員 3 名（候補者：矢田悠、山下玲、杉浦綾子）の選任をお願いするものです。

（上記役員選任の詳細については、添付資料「第 8 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 本投資主総会等の日程

2025 年 12 月 15 日 本投資主総会提出議案承認の役員会

2026 年 1 月 8 日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）

2026 年 1 月 29 日 本投資主総会開催（予定）

（注） 本投資法人は、本投資主総会における承認可決後、必要となる関係法令に基づく届出等の手続きを速やかに行う予定です。

以 上

※ 本投資法人のウェブサイト：<https://www.sekisuihouse-reit.co.jp/>

<添付資料>

- ・第 8 回投資主総会招集ご通知

(証券コード3309)
(発信日) 2026年1月8日
(電子提供措置の開始日) 2026年1月6日

投資主各位

東京都港区赤坂四丁目15番1号

積水ハウス・リート投資法人

執行役員 木田 敦宏

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

議決権の行使は、書面によって行うこともできます。書面による議決権の行使をご希望の場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第17条第1項及び第2項におきまして、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第17条（みなし賛成）

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
- 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

<本投資法人ウェブサイト>

<https://sekisuihouse-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「積水ハウス・リート投資法人」又は「コード」に「3309」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトにアクセスして、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

<株式会社プロネクサスウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/3309/25322375/>

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 会議室602
(末尾の「第8回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案** 規約一部変更の件
- 第2号議案** 執行役員1名選任の件
- 第3号議案** 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案** 監督役員3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 投資主総会出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

(2) 書面による議決権行使の場合

2026年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

議決権を有する他の投資主様1名が、代理人として本投資主総会に出席し、議決権行使することが可能です。代理人の方は、代理権を証する書面を、同封の議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。

(4) 投資主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項について修正が生じた場合には、本投資法人のウェブサイト、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）及び株式会社プロネクサスのウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

以上

~~~~~  
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場内におきまして、本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

資産運用の対象とする資産の種類に、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。）に定める出資を追加することにより、信用組合に対する出資を行うことができる旨を明確化するものです（現行規約第32条第3項関係）。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しています。）

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）<br>1.～2. (省略)<br>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。<br>①～⑯ (省略)<br>(新設)<br><br>⑯ その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、本投資法人の保有に係る不動産関連資産の運用に必要又は有用なもの | 第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）<br>1.～2. (現行どおり)<br>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。<br>①～⑯ (現行どおり)<br>⑯ <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。）に定める出資</u><br>⑯ その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、本投資法人の保有に係る不動産関連資産の運用に必要又は有用なもの |
| 4. (省略)                                                                                                                                                                                | 4. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                             |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員木田敦宏は、2026年1月31日をもって任期満了となりますので、2026年2月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2026年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2025年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おおたにきみよし<br>大谷仁誉<br>(1964年8月4日) | 1987年4月 山一證券株式会社 入社 引受審査部<br>1998年2月 三和証券株式会社 入社 引受部<br>2005年7月 みずほ証券株式会社 入社<br>エクイティキャピタルマーケット部<br>2005年10月 同社 関西営業部<br>2012年4月 同社 関西投資銀行部長<br>2016年4月 同社 横浜支店 企業金融部長<br>2017年4月 積水ハウス株式会社 入社<br>積水ハウス投資顧問株式会社（現 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社） 出向 顧問<br>同社 取締役経営企画室長就任<br>2018年5月 同社 取締役経営戦略室長就任<br>2019年8月 同社 取締役就任<br>2025年4月 同社 転籍 取締役就任（現任） |

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を保有していません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の取締役です。
- 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が本議案により執行役員への選任が承認され執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2026年2月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2025年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏<br>名<br>(生年月日)        | 略                                                                                                                                                                                        | 歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤 原 寿 光<br>(1971年2月24日) | 1994年4月<br>1997年3月<br>2000年3月<br>2003年3月<br>2008年8月<br>2009年10月<br><br>2012年7月<br>2013年7月<br><br>2013年10月<br>2015年5月<br><br>2015年10月<br>2023年5月<br><br>2024年1月<br><br>2024年3月<br>2025年4月 | 日本生命保険相互会社 入社<br>Nippon Life (Deutschland) GmbH 出向<br>日本生命保険相互会社 国際不動産グループ<br>NLI Properties East, Inc. 出向<br>MGPA Japan LLC 入社<br>ラサールインベストメントマネージメント株式会社<br>入社<br>アセットマネジメント部 アソシエイト・ディレクター<br>同社 アセットマネジメント部 ディレクター<br>同社 アセットマネジメント部<br>リージョナルディレクター<br>同社 執行役員就任<br>ラサールREITアドバイザーズ株式会社 出向<br>代表取締役社長就任<br>ラサールロジポート投資法人 執行役員就任<br>ラサール不動産投資顧問株式会社<br>シニア・マネージング・ディレクター就任<br>積水ハウス株式会社 入社<br>積水ハウス・アセットマネジメント株式会社 出向<br>顧問<br>同社 転籍 取締役就任<br>同社 代表取締役社長就任（現任） |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。なお、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

#### 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員矢田 悠、山下 玲及び杉浦綾子の3名は、2026年1月31日をもって任期満了となりますので、2026年2月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2026年2月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                 | 略歴                                                                                     |                                                                                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 矢田 悠<br>(1980年5月15日)                                                 | 2007年12月<br>2012年7月<br>2014年3月<br>2014年4月<br>2014年7月<br>2018年2月<br>2019年10月<br>2022年2月 | 森・濱田松本法律事務所 入所<br>証券取引等監視委員会 出向<br>金融庁監督局証券課 出向<br>金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室<br>出向<br>森・濱田松本法律事務所 復帰<br>ひふみ総合法律事務所 設立（現任）<br>株式会社VIDA Corporation 社外監査役就任<br>本投資法人 監督役員就任（現任） |
| 2     | 山下 玲<br>(1979年12月23日)<br><small>(注) 山下 玲氏の戸籍上の氏名は、栗田 玲であります。</small> | 2005年12月<br>2007年7月<br>2010年8月<br>2019年10月<br>2022年2月                                  | 新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）福岡事務所 入所<br>新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）東京事務所 金融サービス部<br>山下玲公認会計士事務所 設立（現任）<br>ジャパン・インフラファンド投資法人<br>監督役員就任（現任）<br>本投資法人 監督役員就任（現任）          |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3     | すぎ うら あや こ<br>杉 浦 綾 子<br>(1966年6月19日) | <p>1989年4月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社</p> <p>1995年2月 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入社</p> <p>2000年7月 同社 取締役就任</p> <p>2009年4月 早稲田大学大学院会計研究科 兼任教員（現任）</p> <p>2009年10月 国土交通省 不動産鑑定士試験委員就任</p> <p>2014年9月 積水ハウス投資顧問株式会社（現 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社） 投資委員会外部委員就任</p> <p>2016年4月 武蔵野大学大学院法学研究科 客員教授（現任）</p> <p>2017年9月 株式会社フロネシス 入社</p> <p>2019年6月 執行役員不動産鑑定部長就任 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 副会長就任（現任）</p> <p>2019年9月 東京国税局土地評価審議会 委員就任（現任）</p> <p>2023年7月 国土交通省土地鑑定委員会 委員就任（現任）</p> <p>2023年9月 株式会社杉浦総合鑑定 代表取締役就任（現任）</p> <p>2024年2月 本投資法人 監督役員就任（現任）</p> |

- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資口を保有していません。
- 上記監督役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。
- 上記監督役員候補者3名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により監督役員への選任が承認され監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

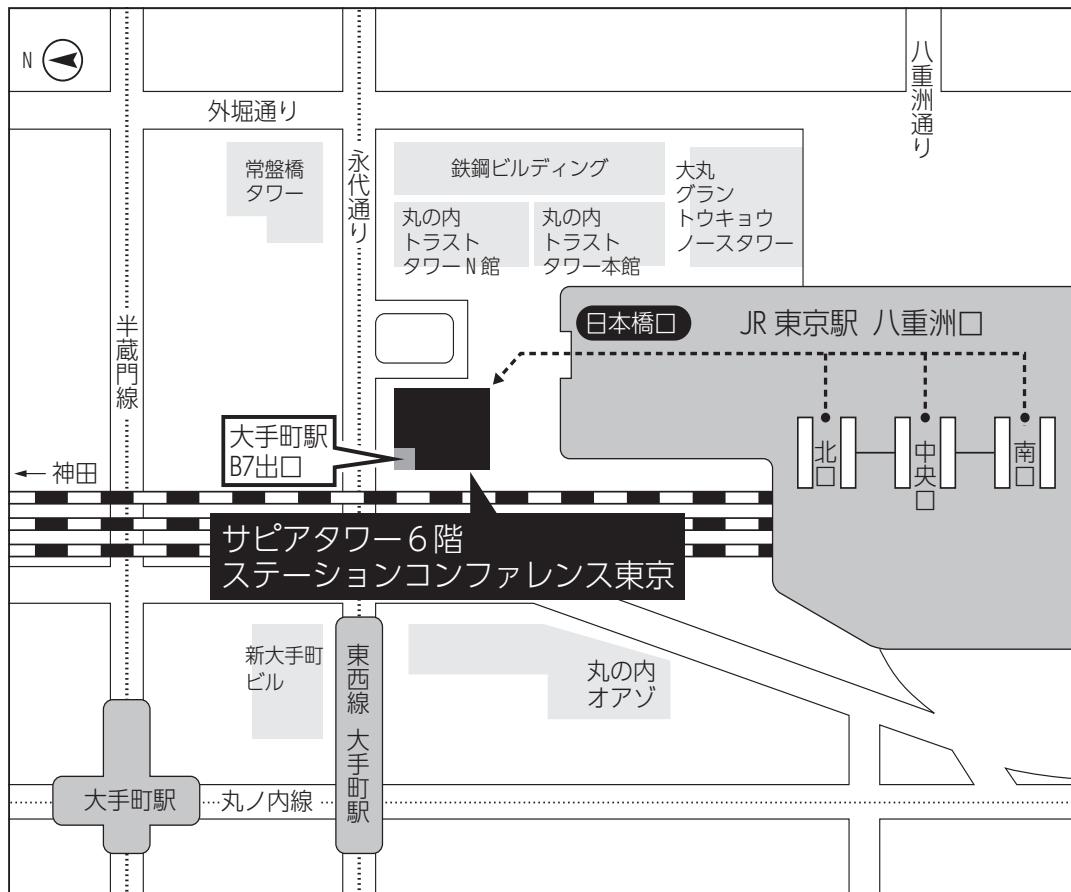
以上

## 第8回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号サピアタワー6階

ステーションコンファレンス東京 会議室602

電話 03-6888-8080



### (交通のご案内)

- 地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線  
「大手町駅」B7出口（閉鎖中）奥の「サピアタワー連絡口」  
より1階エントランス直結
- J R 「東京駅」八重洲北改札口より徒歩2分  
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分

### (お願い)

- ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちで介助のためにご同行された方はご一緒に入場可能です。また、その他ご参加にあたりお手伝いを必要とされる場合は、当日受付にお申し出ください。
- 誠に申し訳ございませんが、駐車場設備のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。